

災害に
備えて

個別避難計画 を作成しましょう

災害対策基本法に基づき作成する避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、お体の状態や世帯の状況、お住いの地区の災害の情報等を基に、個別避難計画の作成の優先度が高い方へ、市から、ご案内をお送りします。

令和4年度は、10月頃から、野川流域を中心とした大沢地区の対象者の皆様にご案内を送付しますので、災害時に備えてご自身やご家族等と作成をご検討ください。



作成及び市への提出は任意です



個別避難計画の作成の優先度が高い方は
次の①～③のいずれにも該当する方です

- ① **お体の状態**：次の①～④のいずれかに当てはまる方
 - ① 要介護度3～5 ② 身体障害者手帳1・2級のうち視覚・聴覚・肢体不自由
 - ③ 愛の手帳1・2度 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ② **世帯の状況**：お一人でお住いの方 ※施設入所、長期入院の方は除きます
- ③ **災害の情報**：次のいずれかに当てはまる方 ① 浸水エリア ② 土砂災害エリア

個別避難計画作成の
ご案内が届いたら



ご自身やご家族で
作成できる場合

作成できましたら、
返信用封筒にて、
ご提出ください。



ご自身やご家族では
作成できない場合

現在ご相談している福祉専門職の方（ケアマネジャー、
相談支援専門員等）にご相談ください。

ご相談している福祉専門職の方がいない場合は、
下記【お問合せ先】までご連絡ください。

【お問合せ先】

三鷹市役所 健康福祉部 地域福祉課 地域ケア推進係
電話 0422-29-9235（土・日・祝日を除く 8:30～17:00）
MAIL chiiki@city.mitaka.lg.jp

裏面も
ご覧ください

災害時避難行動要支援者支援事業とは？

平成26年度から、災害対策基本法に基づき、災害発生時に自力で避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者 ※1）の名簿を、市が保有する住民情報等により作成しています。

市は、名簿に登載された方の情報を、本人の同意によって、平常時から消防や警察など避難支援等関係者 ※2 に提供し、災害発生に備えた支援の体制づくりを推進しています。

※1

【避難行動要支援者の対象要件の一例】

- 75歳以上の一人暮らし
又は75歳以上のみの世帯の方
- 介護保険制度による要介護度が
3～5までの方
- 身体障害者手帳、愛の手帳
又は精神障害者保健福祉手帳の
交付を受けている方

※2

【市と協定を締結している
避難支援等関係者】

消防署(1)、警察署(1)、社会福祉協議会(1)、消防団(1)、民生・児童委員(1)、自主防災組織(6)、町会・自治会等(14)、地域包括支援センター(7) 全32団体

個別避難計画とは？

災害時に避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの事情に合わせて、あらかじめ立てておく計画です。

内容は、本人情報、緊急連絡先、避難先・経路などです。

要支援者の名簿情報の提供と同様に、個別避難計画も要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者に提供します。

平常時からの見守りや訓練、災害時の支援に役立て、地域全体で要支援者を支える共助の仕組みの強化を図ります。



【お問合せ先】

三鷹市役所 健康福祉部 地域福祉課 地域ケア推進係
電話 0422-29-9235 (土・日・祝日を除く 8:30~17:00)
MAIL chiiki@city.mitaka.lg.jp